

# 生徒周知版

3教指企第 2231 号  
令和4年3月18日

都立学校長 殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長

伊東直晃

教育庁指導部全国高等学校総合文化祭担当課長

宮嶋淳一

(公印省略)

まん延防止等重点措置の終了に伴う部活動の取扱いについて（通知）

各学校におかれましては、基本的な感染症対策を講じた上で部活動を実施していただいているところです。部活動は感染リスク等を伴う活動であることを踏まえ、改めて感染症対策を確認するとともに、校内での共通理解を図り、安全な部活動運営に努めていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 部活動の実施における基本的な考え方

校長の責任の下、(1)～(8)のとおり、部活動を取扱うこと。

- (1) 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 実施に当たっては、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に則り、次の点を必ず遵守すること。

ア 活動時間については、長くとも平日では**2時間程度**、週休日（祝日等を含む。）は**3時間程度**とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。  
イ **休養日を、週当たり2日以上**設け（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日を確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、健康管理を徹底する。

- (3) 宿泊を伴う活動や、**都内及び都外**における大会参加、練習試合や合同練習等、演奏会等への参加は可とし、実施の際は、生徒の健康観察を確実にを行う等、感染症対策を徹底する。ただし、都外での活動については、訪問先の感染状況等に配慮し、事前に関係学校等と調整の上、実施することとする。
- (4) 大会等に参加する場合には、宿泊の有無に関わらず、参加生徒に対して、保護者の同意を得た上で、**実施前後の検査を推奨**する。引率教員等については、ワクチン接種又は検査を推奨する。
- (5) 更衣室や部室、屋内の活動場所は、**必ず常時換気**を行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- (6) 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して活動計画を作成し適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- (7) 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- (8) 大会等出場や、定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に留意すること。
  - ア 各学校において、保護者に対し、大会等出場や定期演奏会等の実施に関する通知した上で、生徒・保護者の参加同意書を得る。
  - イ 参加予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等がないことを確認する。開催日を起算日として**14日前から**、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を準用して、作成・管理する。

- ウ 宿泊を伴う大会等に参加する場合には、別紙1を所管の学校経営支援センターに必ず提出する。
- エ 緊急時には保護者との連絡が直ちに行えるよう、**緊急連絡先を把握**しておくとともに、緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- オ 日常の部活動、定期演奏会等開催のための**準備における卒業生や保護者の参加は、必要最低限にする**など、各学校の実態に応じて工夫する。
- カ 外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

## 2 部活動の実施に当たっての配慮事項部活動の実施に当たっての配慮事項

- (1) **マスクを外す場面**で**円陣を組む等の発声**をしない、**プレーとプレー間で生徒同士話し合う場合はマスクを着用する**、**プレー終了後等の会食はしない**、**休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うことを徹底する**とともに、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を講じる。(競技ごとに感染拡大時期の練習内容を考える)
- (2) マスクの正しい着用や外した際の管理が適切に行われるようにするとともに、練習後に新しい**不織布マスク**を着用するなど、衛生面に留意する。
- (3) 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施するよう指導する。
- (4) **体育館の換気は、ドア・窓を2方向に常時開放する**。
- (5) 部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒を行う。
- (6) 用具は使用前後に消毒するとともに、ボールを扱う競技を実施する場合には、**触球後には適宜アルコールによる手指消毒**を行う。
- (7) 更衣室や部室において、換気が難しい場合には、一度に使用する人数を制限する。部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、**部活動終了後は速やかに帰宅する**。
- (8) 部活動実施前後の更衣において、部室や更衣室といった換気が十分に行われない場所には、サーキュレーターやCO2測定器を配置し、換気を徹底する。
- (9) 部室や更衣室にサーキュレーターやCO2測定器を配備するために、学校予算が不足する場合には、都立学校教育部高等学校教育課経理担当または特別支援教育課経理担当に相談する。
- (10) 顧問、外部指導者においても、不織布マスクを必ず着用して指導する等、感染症対策を徹底する。
- (11) 校舎内及び体育館等に設置している冷水器から直接飲むことは避け、**コップや水筒**等を使用する。
- (12) 大会等の参加に伴い、やむを得ず食事を摂る場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、**黙食を徹底**する
- (13) 感染症対策に関する掲示物を活用し、注意喚起する。

## 3 その他

- (1) 部活動の実施に当たり、判断が難しい場合は、担当まで相談する。
- (2) 今後の感染状況により、対応が変更となる場合には、別途通知する。